

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	地域路線網（阪神高速道路・阪神圏）		159				
路線名	兵庫県道高速北神戸線	道路名	7号北神戸線	道路の種類	兵庫県道	道路管理者	兵庫県知事、神戸市長
保有・貸付概要	延長	32.3	キロメートル	区間	神戸市西区伊川谷町潤和 から		
	うち供用延長	32.3	キロメートル		西宮市山口町下山口 まで		
	うち新設延長	(0.0)	キロメートル	重要な経過地	神戸市須磨区、北区		
	貸付先	阪神高速道路（株）					
	貸付期間	令和4年9月18日まで					
供用開始の区間及び年月日	伊川谷JCT～前開（S60.8.10）、前開～布施畑西（S61.4.25）、布施畑西～桂木（H2.7.2）、桂木～箕谷（H6.4.20）、箕谷～有馬口（H10.4.2）、有馬口JCT～西宮山口JCT（H15.4.28）、しあわせの村出入口（H4.4.17）、箕谷出入口（H6.4.20）、布施畑東出路（H7.11.13）、永井谷JCT（H10.4.5）、布施畑JCT（H10.4.5）、からと東出入口（H15.4.28）						
サービスエリア及びパーキングエリア	前開PA、白川PA						

・延長の数値は、IC間を最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。